農業用ため池の届出書

						午	月	Н
広島	県知事	様						
()	届出者氏名	(法人・団体にあっては、	名称及び	が代表者	の氏名
								印
				住所				
				電話番号				

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな						
ため	池の名称					
ためタ	也の所在地					
	氏名(名称)					
武去 孝	住所					
所有者	代表者 (法人の場合)					
	共有者				他	名(別紙)
	氏名(名称)					
	住所					
管理者	代表者 (法人又は団体の場合)					
	管理の内容					
	管理の権原の種類	委任•賃借•共同	引(入会)・その他(事務管	理など)		
堤高(m)		堤頂長(m)		総貯水量(m3)		

[添付資料]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)

竹原市

農業用ため池を 所有・管理している皆様へ

農業用ため池の

届出制度が始まります



平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池が被災し、下流への甚大な被害も 発生しました。このため、農業用水の確保と決壊による災害の発生防止を目的と した「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報 をため池が所在する市町に届け出ることが必要となります。

- Q どのようなため池が、届出の 対象になるのでしょうか。
- Q どのようなことを届出するので しょうか。
- Q いつから届出するのでしょうか。 また、期限はありますか。
- Q 届出の提出は、だれがするの でしょうか。

農業用に利用されるため池は、すべて対象になります。 また、現在使用されていなくても、利用できる状態のた め池についても、届出が必要です。

ため池の名称、所在地、管理者の氏名等に加え、ため 池の規模等を記入して届出します。 詳しくは、裏面の様式をご覧ください。

令和元年10月15日(火)から、ため池の所在する市町 へ届出をしてください。また、届出は令和元年12月末ま でに提出していただく必要があります。

届出は、ため池の所有者、又は管理者の方から提出し ていただくことになります。

※管理者とは、ため池の操作、修繕などを行う方です。

≪お問い合わせ先≫

竹原市建設部建設課

Tel 0846-22-7746

広島県農林水産局 ため池・農地防災担当

Tel 082-513-3655

記入のしかた

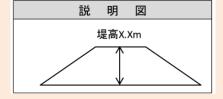
所有者

- 現在, 所有されている方のお名前を記入 してください。
- わからない場合は、土地の「登記簿」に 記されている方のお名前としてください。
- いずれもわからない場合は「不明」としてください。
- 共有者がおられる場合は、おわかりの範囲 で別紙にお名前と住所を記入してください。



諸元

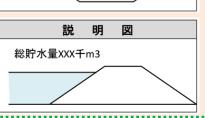




● 堤頂長



● 貯水量



様式第1号(附則第2条第1項関係)農業用ため池の届出

2 114842

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

L	<u>s</u>	いがな	ひろしま	いけ				
l	ため	池の名称	広島池					
	<i>た</i> めit	也の所在地	●●町 ◆◆ 1000番地					
		氏名(名称)	広島 太	郎				
	所有者	住所	₹●●	一●● 岡山県●	●市1300番地			
	MAA	代表者 (法人の場合)					•	
		共有者		文郎,広島 花子	******	他 名(別紙)		
		氏名(名称)	岡山	太郎 🔙				
管理		住所	₹●●	一●● 広島県●	●市700番地			
	管理者	代表者 (法人又は団体の場合)				4.6.6.6.6.6		
		管理の内容	「取水施設の操作」「ため池の維持(草刈等)」					
		管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)					
堤高(m)		10.5m	堤頂長(m)	30. 5m	総貯水量(m3)	1,500m3	•	
	F and () 34m de ()							

[添付資料]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)

届出者

- 届出は、所有者あるいは管理者 のいずれの方でもできます。
- 押印は認印で大丈夫です。

管理者

- 管理者とは、「取水施設(樋門など)の操作」「ため池の維持(草 刈等)」「修繕」などを行っている 方が該当します。
- 所有者が管理している場合は 記載不要です。(水利組合員が 所有者である場合も含まれます)
- ●「取水施設(樋門など)の操作」 「ため池の維持(草刈等)」「修繕」 など 管理の内容をお書きください。

権原の種類は次のとおりとします。

- ●委任:所有者から委任され管理 している場合。
- ●賃借:所有者から施設を有償・無 償貸借で管理している場合。 または農地の賃借に併せて、 ため池を利用している場合。
- ●共同(入会):入会権等により共同 利用している場合。